

## 【イタリア】 モンティ新政権の主要政策

連携協力課・芦田 淳

\* 2011年11月、イタリアでは、財政危機を背景としたベルルスコーニ首相の辞任を受け、経済学者で欧州委員会委員等を歴任したマリオ・モンティが組閣を委ねられた。同氏は、大臣に国会議員を含めずに組閣し、両院において圧倒的な信任を得た。ここでは、12月に公布された緊急法律命令に基づいて新政権の政策の要点を述べ、同政権を取り巻く状況を概観する。

### 政策の要点

2011年12月6日の緊急法律命令第201号「成長、公正及び財政再建のための緊急措置」は、両院での信任の際に示された政策綱領の中核となる部分を具体的に規定したものである。そこに盛り込まれた政策の三つの柱は歳出削減、歳入増加及び成長促進であり、諸制度の全般的な簡素化と国民の負担・待遇の公平化を図りながら、2013年における財政均衡の達成を目指すものとなっている。

第一に、歳出削減の手段として、年金制度を運営する組織の統合や、県の執行機関である理事会の廃止、県議会議員の定数削減（県人口に比例し現行では最大45名のところ、一律10名を上限とする）といった、公的機関の組織再編及び人員削減を定める。また、次の年金制度改革により、2014年までの年金支出の削減額を85億ユーロ（約8840億円）とし、その後より一層の削減を見込んでいる。老齢年金に関しては、受給要件となる年齢を段階的に引き上げ、2018年1月時点で、性別や従属労働（一般の被用者）か独立労働（農業・手工業・商業）かを問わず、66歳としている。2012年1月における当該年齢は、女性従属労働者が62歳、女性独立労働者が63歳6か月、男性労働者が66歳である。また、早期年金（*pensione anticipata*）に関しては、受給要件である拠出期間を、2012年1月時点で、男性が42年1か月、女性が41年1か月に引き上げるとともに（現行は40年）、受給時の年齢が62歳未満であれば受給額を減じる。このほか、2012年及び2013年における受給額の物価上昇に伴う引上げの凍結（受給額が最低年金額の2倍以下の場合を除く）、手工業及び商業労働者の拠出額を報酬額の20%から同22%へと引き上げる等の改革が盛り込まれている。

第二に、歳入増加の手段として、不動産に対するコムーネ（市町村）税の見直し、ゴミ処理費用に充てる新たなコムーネ税の導入、ガソリン等の燃料に対する消費税額引上げ、奢侈品（エンジンの出力値等、一定の条件を満たした車両・船舶・飛行機等）への課税、税務当局に未申告であったものの所定の金額を支払うことにより合法化された国外資産への課税（1.5%）、付加価値税（IVA）率の引上げ（2012年9月から、10%及び21%のものについて各2%増。2014年1月から、さらに各0.5%増）等を定めている。不動産税の見直しは、前政権が1軒目の住宅（所有者の居住する住宅）に対して廃止したものを修正して復活させるものである。2012年から試行され、1軒目の

住宅については評価額の 0.4%、それ以外は同じく 0.76%が課税される。また、脱税の深刻さを背景に、虚偽申告の処罰をはじめとした課税ベース把握のための施策や、1,000 ユーロ以上の現金払の禁止といったトレーサビリティ強化策を設けている。

第三に、成長促進の手段として、女性及び若年労働者雇用に対する税制上の優遇のほか、①ビジネス環境の改善、②インフラ投資の強化、③競争の促進及び保護を目的とした自由化を挙げている。具体的な施策として、①については企業の再投資や建物の改築に対する税制上の優遇、企業に対する行政上の負担軽減、②については公共投資への民間資本導入の促進、インフラ整備に係る行政手続の簡素化、③については小売業者の営業時間の自由化、薬品販売の要件緩和、運輸部門の自由化、競争・市場保護委員会の権限強化等が定められている。

以上の政策については、民主党が一部拡充の要求とともに概ね肯定的に評価し、中道連合もほぼ同様であったのに対し、ベルルスコーニ前首相を党首とする「自由の人民」は、予定されていた高額所得者に対する個人所得税（IRPEF）引上げを行わなかったことは評価しつつ、とりわけ税負担の拡大に対し批判の色を強めた。他方、市場においては政策公表後、国債利回りが低下する等、ひとまず好意的に受け止められたが、三大労組はその社会的公平性に疑問があるとして反発を見せた。

### 新政権を取り巻く状況

以上の政策を定めた「緊急法律命令」は、本来、緊急の必要がある非常の場合に、政府が単独で、法律と同等の効力を有する命令を暫定的に定めるもので、公布後 60 日以内に議会の承認を得なければ、遑ってその効力を失う。したがって、上述のように、あらかじめ数年にわたる長期的な政策を盛り込むのは、(近年の特色ではあるが) 緊急法律命令の拡張的な用法と言える。新政権成立に際してしばしば言及された、90 年代前半における 2 度のテクノクラート政権も、議会に確固たる基盤のない状況下、緊急法律命令を最大の政策実現手段として一定の成果を挙げた。ただし、当時の政権は、議会の事後承認という制約に対して、承認されず失効しても、同様の緊急法律命令を再度公布することにより、実質的に政策を実現することが可能であった。しかし、こうした運用は 1996 年に憲法裁判所により違憲と判断されたため、現政権は、政策実現手段に、より制約が加えられている。また、90 年代後半以降多用されている、議会での承認に際して政府の信任をかける（承認されなければ辞職する）という手法も、有効とはいえ、政府に絶対的な力を保障するものではない。

以上から、新政権は、幅広いが必ずしも積極的とは言えない政党の支持とあわせ、従来の政権より厳しい状況の下、市場と社会の反応を踏まえながら、必要な政策の実現に取り組んでいくことになるだろう。

参考文献(インターネット情報は 2011 年 12 月 15 日現在である。)

・D.L. 201/2011, "Disposizioni urgenti per la crescita, l'equita' e il consolidamento dei conti pubblici."  
<<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.legge:2011;201>>